

石綿（アスベスト）に係る給付金制度について

<特別遺族給付金>

石綿業務が原因でお亡くなりになられた労働者の方のご遺族は、「労働者災害補償保険法」に基づく遺族補償給付の対象となりますが、この保険給付の請求権が時効（被災労働者が亡くなった日の翌日から5年）により消滅した場合であっても、「石綿による健康被害の救済に関する法律」（以下「石綿救済法」といいます。）に基づく「特別遺族給付金」の対象となり、年金や一時金の給付が受けられます。

※特別遺族給付金の請求期限は、2032（令和14）年3月27日となっておりますので、ご注意ください。

<石綿による健康被害の救済制度>

「石綿救済法」により、石綿を吸入することによる「労働者災害補償保険法」で補償されない中皮腫や肺がん、著しい呼吸機能障害を伴う石綿肺、著しい呼吸機能障害を伴うびまん性胸膜肥厚の健康被害を受けられて療養中の方、これらの疾病に起因して死亡した方のご遺族に対し、医療費等の救済給付が支給されます。

<建設アスベスト給付金制度>

石綿にさらされる建設業務に従事した労働者等が、石綿を吸入することにより発生する疾病にかかり、精神上の苦痛を受けたことについて、最高裁判決等において国の責任が認められたことに鑑み、令和3年6月9日に「特定石綿被害建設業務労働者等に対する給付金等の支給に関する法律」が成立し、令和4年1月19日に完全施行されました。

以下の1～3の要件を満たす方が、対象となります。

- 1 次の表の期間ごとに、表に記載している石綿にさらされる建設業務に従事することにより、
- 2 石綿関連疾病にかかった
- 3 労働者や、一人親方・中小事業主（家族従事者等を含む）であること

期間	業務
昭和47年10月1日～昭和50年9月30日	石綿の吹付け作業に係る建設業務
昭和50年10月1日～平成16年9月30日	一定の屋内作業場で行われた作業に係る建設業務

※表の期間及び業務は、最高裁判決等を踏まえ定められたものです。

※石綿関連疾病：

- （1）中皮腫（2）肺がん（3）著しい呼吸機能障害を伴うびまん性胸膜肥厚
（4）石綿肺（じん肺管理区分が管理2～4）（5）良性石綿胸水

※ご本人がお亡くなりになられている場合には、ご遺族（配偶者、子、父母、孫、祖父母又は兄弟姉妹）のうち、最先順位者からの請求が可能です。

（お問い合わせ先）

【労災保険給付及び特別遺族給付金に関すること】

○最寄りの労働基準監督署または労働局

○労災保険相談ダイヤル TEL 0570-006031（平日8：30～17：15）

(※ご利用には通話料がかかります。)

【石綿による健康被害の救済制度に関すること】

○独立行政法人環境再生保全機構

石綿健康被害救済部 TEL 0120-389-931（平日 10：00～17：00）

〒212-8554 神奈川県川崎市幸区大宮町 1310 番

【建設アスベスト給付金制度に関すること】

○労災保険相談ダイヤル TEL 0570-006031（平日 8：30～17：15）

(※ご利用には通話料がかかります。)